

議員提出議案第1号

福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年2月8日

提出者	福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員	横尾 武志
賛成者	同	北山 隆之 三田村 統之

理由

請願者の負担軽減及び行政手続の簡素化のため、請願者に請願書への押印を義務付けている規定について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正  
する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年7月30日  
議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第76条第1項中「請願書には」を「請願者は、請願書には」に改  
め、「し、請願者が押印を」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第75条 (略)                      (請願書の記載事項等)</p> <p>第76条 <u>請願者は、請願書には邦文を用いて、</u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第76条～第100条 (略)</p>	<p>第1条～第75条 (略)                      (請願書の記載事項等)</p> <p>第76条 <u>請願書には邦文を用いて、</u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、<u>請願者が押印をし</u>なければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第76条～第100条 (略)</p>